# 教職教養 教育法規 16 研修(その2)

1 新研修制度(2023年4月~)

### 文部科学大臣

教師の資質向上に関する指針を定める

### 任命権者

- ①教員養成指標を定める → ③教員研修計画を定める
- ②研修等に関する記録を作成

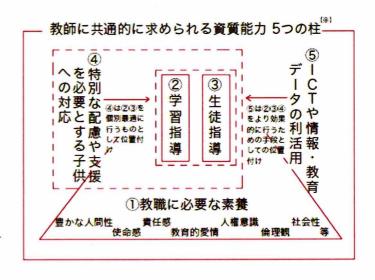
### 指導助言者

- ①当該校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進する ため、当該校長及び教員からの相談に応じ、
- ②研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を提供し、
- ③資質の向上に関する指導及び助言を行う

### \*実現すべき教員の理想的な姿について

技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り 巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯 を通じて探求心を持ちつつ自律的かつ継続的に 新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の 学びを最大限に引き出し、子供の主体的な学び を支援する伴走者としての役割を果たすことで ある。

(公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 令和4年8月 文部科学大臣)



※『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修 等の在り方について(令和4年12月中央教育審議会答申)

#### 2 "教師版"令和の日本型学校教育答申

### (「新たな教師の学びの姿」の実現)

- 子供たちの学び(授業観・学習観)とともに教師自身の学び(研修観)を転換し、「新たな教師の学びの姿」(個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」)を実現。
- ◆ 教職大学院のみならず、養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおいて、「理論と実践の往 還」を実現する
  - 教師の学びの姿も、子供たちの学びの相似形である。
  - 主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデルである

# 教職教養 教育法規 17 免許状·教育委員会制度

## 1 免許状

(教育職員免許法第1条)

この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の<mark>資質</mark>の保持と向上を図ることを目的とする。

種類		普通免許状	特別免許状	臨時免許状
授与件数		186,854件	354件 334件	
職名		教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭	助教諭、養護助教諭
効力	場所	すべての都道府県	付県 授与権者の置かれる都道府県のみ	
	期限	なし		3年間
区分		専修・一種・二種(高校はなし)		

<sup>\*</sup>特別免許状 優れた知識経験等を有する社会人を教師として学校現場に迎え入れるための制度

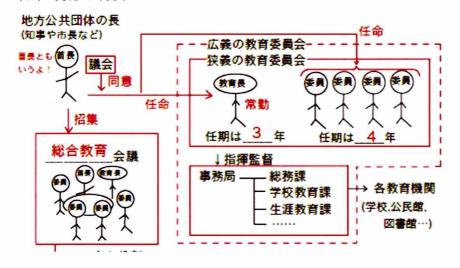
### 2 教育委員会制度

#### (1)制度の変遷

1948 「公選制」(教育委員会法)

- → 1956 「任命制」 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)
- → 2014 (完全な)「任命制」「総合教育会議」実施 地教行法の改正

### (2) 現行の制度



- 委員の数は原則4人。自 治体規模に応じて条例で 規定。
- 教育長、委員は再任可。
- 委員の中には必ず保護者 が含まれるようにする。

#### \*総合教育会議

首長による教育行政の「大綱」制定のための協議 児童生徒の生命心身に被害が生じた等の緊急の場合の対応

# 教職教養 教育法規 18 学校内外の関わり

**1 学校評価** (学校評価ガイドライン(平成28年改訂)より)

### 【3つの目的】

- ①各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ②各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切 に 説明責任 を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と 参画 を得て、学校・家庭・地域 の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

### 【法令上の規定(3つの学校評価)】

(学校教育法第42条) 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その 教育水準 の向上に努めなければならない。

自己評価	学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、 <mark>当該学</mark>	義務	
	校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状		
	況 や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行う		
学校関係者評価	保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する	努力	
	学校(小学校に接続する中学校など)の教職員その他の学校関係者などにより構成	義務	
	された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評		
	価の結果について評価することを基本として行う		
第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する <mark>外部の専門家</mark> を中心とし	定め	
	た評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活	なし	
	動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行う		

\*学習指導要領上の表現 カリキュラムマネジメント ⇔ 学校評価

各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

#### 2 学校運営への参画

- (1) 学校運営協議会 これを設置する学校を コミュニティスクールという
  - 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
  - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる
  - ・教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる
  - \*保護者、地域住民等の中から、教育委員会が任命

#### (2) 学校評議員

- 校長の求めに応じ意見を述べる。
- 直接関与したり拘束力のある決定をするものではない。
- \*校長の推薦により、設置者が委嘱

「地域学校<mark>協働</mark>活動」という考え →学校を核とした地域づくり (生徒指導提要より) 2017努力義務化

# 教職教養 教育法規 19 教育振興基本計画

### 1 国・地方公共団体の教育方針(教育基本法)

#### 教育基本法第16条第1項

教育は、不当な支配 に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

#### 教育基本法第17条第1項(教育振興基本計画) → 5年ごとに更新

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

(地方の)教育振興基本計画

各自治体の教育委員会が定める

(国の)教育振興基本計画

(教育行政の)大綱

各自治体の首長が定める

### **2 第4期教育振興基本計画(2023-2027)** 令和5年6月閣議決定

### 【2つのコンセプト】

- 2040年以降の社会を見据えた 持続可能な社会 の創り手の育成
- 日本社会に根差した。ウェルビーイングの向上。
  - \*ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる 持続的 な幸福を含むものである。

また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、 社会 が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

\*獲得的要素(自尊感情、自己効力感等)と協調的要素(利他性、協働性等)を調和的・一体的に取り組む

#### 【5つの基本方針】

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び 続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション (DX)の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話
- \*この下に16の目標、基本政策、指標が示されている(教育時事で扱います)

## 教職教養 教育法規 20 現代の課題に対応した法規

	A A STATE OF THE S		## -1-14/4 A =1 /F > 1		
	わいせつ教員対策法	いじめ防止対策推進法	教育機会確保法		
制定	2021 (R3)	2013 (H25)	2016 (H28)		
児童生徒	安心して(学習・教育活動に取り組むことができる/教育をうけられる)				
に対して	尊厳を保持する				
基本理念	学校の内外を問わず		学校における環境の確保		
	根絶する	行われなくなるようにする	個々の児童生徒の状況に		
		放置することがないように	応じた必要な支援		
		克服する			

#### ①わいせつ教員対策法 (教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律)

- 第1条(目的) この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、…(中略)…教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする
- 第4条(基本理念)教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の<mark>健全な発達</mark>に関係する 重大な問題であるという基本的認識児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよ う、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければな らない
- 第10条(教育職員等の責務)教育職員等は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないよう 教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等に よる児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
  - \*わいせつ行為等で懲戒免職時の対応→免許状の失効、取り上げ、データベースへの記録
- ②教育機会確保法 (義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律) 不登校や生活困窮などを抱えた子どもたちへの支援

#### ③性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

この法律において「性同一性障害者」とは、 生物学的 には性別が明らかであるにもかかわらず、 <mark>心理的</mark> にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び 社会的 に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

\*性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について(平成27年文科省通知)

服装:自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。

呼称:校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。